特定医療費(指定難病)制度の概要について(指定医療機関向け)

1 公費負担者番号について

特定医療費(指定難病)(54公費)に係る群馬県の公費負担者番号は以下のとおりです。

原則:54106018 生活保護受給者:54106026

2 自己負担額について

- ○自己負担の割合 2割 ※後期高齢 1割
- ○自己負担限度額(月額)・・・受給者証の「自己負担限度額(月額)」欄をご確認 ください。
 - ・外来・入院の区別なし
 - ・受診した複数の医療機関等(薬局、訪問看護含む)の自己負担を**すべて合算**した上で自己負担限度額を適用 → **自己負担上限額管理票**への記載をお願いします。
 - ・薬局及び訪問看護事業所が公費請求する場合、<u>処方箋や訪問看護指示書の発行元医</u> 院も指定医療機関である必要があります。
- -- 上限額管理票について
 - ・ 受給者の方には、受給者証交付時に自己負担上限額管理票をお渡ししています。
 - ・受診した病院·薬局等において自己負担額を記入し、情報の共有をお願いします。
 - ・ 生活保護受給者の場合、自己負担額が0円となりますが、公費の請求先を明確に するため医療費総額(10割分)欄については記載してください。(入院時の食 事療養費、生活療養費を除く)
 - 福祉医療の対象者の場合、特定医療費の自己負担額は福祉医療の対象となり、患者負担はありませんが、公費の請求先を明確にするため必ず記載してください。
 ※ 自己負担上限額管理票には<u>福祉医療を適用する前の状態(特定医療費のみ適用した状態)</u>を記入します。
- ・詳しい記載方法等については、群馬県のホームページ(http://www.pref.gunma.jp /02/d2900340.html)に掲載した「特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載 方法について(指定医療機関用)」を参照してください。
- ○入院時の標準的な食事療養に係る負担 全額自己負担(生活保護を除く)

3 受給者証について

- ○受給者証は原則、健康保険の適用区分欄を記入後に発行しますが、保険者からの連絡 の遅れ等により、空欄のまま発行している場合があります。その場合は、高額療養 費の算定基準額は以下のとおり適用してください。なお、限度額適用認定証等をお 持ちの方は、そちらに記載されている所得区分を優先して適用してください。
 - ・70歳未満:「ウ」80,100円 + (医療費 267,000円) × 1%
 - ・70歳以上(保険上の窓口負担3割):「IV | 252,600円+(医療費-842,000円)×1%
 - ・70歳以上(保険上の窓口負担1・2割):「Ⅲ」入院医療費57,600円、外来療養18,000円
- ○健康保険の適用区分が判明し次第、受給者証の差し替えを行います。

4 その他

- ○対象疾患及び臨床調査個人票の様式は、**厚生労働省のホームページ** (http://www.mhl w.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000085261.html) に掲載されています。
- ○指定された名称、所在地等に変更がある場合や、医療機関の業務を休止した場合等は 届出をしてください。届出様式は群馬県のホームページに掲載しています。
- 貴機関も指定医療機関となりましたので、その旨を群馬県のホームページに公表させていただきます。

(群馬県ホームページ: http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00005865.html)